

指定管理者募集にかかる行政の福祉化関係説明資料

(令和元年8月)

大 阪 府

目 次

【関係資料】

- ≪資料1≫大阪府における行政の福祉化の取組みについて P1
[担当課]福祉総務課 総務・企画グループ(庁内内線2413)
- ≪資料2≫ハートフル条例の概要及び障がい者雇用率制度について P3
[担当課]雇用推進室就業促進課 障がい者雇用促進グループ(06-6360-9077)
- ≪資料3≫地域就労支援センターについて P12
[担当課]雇用推進室就業促進課 就業支援グループ(06-6360-9072)
- ≪資料4≫障害者就業・生活支援センターについて P14
[担当課]障がい福祉室自立支援課 就労・IT支援グループ(庁内内線4161)
- ≪資料5≫母子家庭等就業・自立支援センターについて P16
[担当課]子ども室子育て支援課 推進グループ(庁内内線4261)
- ≪資料6≫ホームレス自立支援センターについて P19
[担当課]雇用推進室労働環境課 労働対策グループ(庁内内線6762)
- ≪資料7≫大阪ホームレス就業支援センターについて P21
[担当課]雇用推進室労働環境課 労働対策グループ(庁内内線6762)
- ≪資料8≫地域若者サポートステーションについて P22
[担当課]雇用推進室就業促進課 就業支援グループ(06-6360-9072)
- ≪資料9≫自立相談支援機関(生活困窮者自立支援制度)について P23
[担当課]地域福祉推進室地域福祉課 企画推進グループ(庁内内線2423)
- ≪資料10≫生活困窮者分野の支援組織について P24
[担当課]地域福祉推進室地域福祉課 企画推進グループ(庁内内線2423)
- ≪資料11≫知的障がい者等の現場就業への取組みについて P27
[担当課]障がい福祉室自立支援課 就労・IT支援グループ(庁内内線4161)

- 《資料12》障がい者分野の支援組織について P29
[担当課]障がい福祉室自立支援課 就労・IT支援グループ(庁内内線4161)
- 《資料13》知的障がい者雇用の好事例集等について P32
[担当課]障がい福祉室自立支援課 就労・IT支援グループ(庁内内線4161)
- 《資料14》(社)おおさか人材雇用開発人権センターについて P34
[担当課]雇用推進室就業促進課 就業支援グループ(06-6360-9072)
- 《資料15》大阪府障がい者サポートカンパニー制度について P35
[担当課]雇用推進室就業促進課 障がい者雇用促進グループ(06-6360-9077)
- 《資料16》公正採用選考人権啓発推進員について P39
[担当課]雇用推進室労働環境課 労政・労働福祉グループ(06-6210-9521)
- 《資料17》保護観察対象者等の雇用について P41
[担当課]青少年・地域安全室治安対策課 企画グループ(庁内内線4843)

大阪府における行政の福祉化の取組みについて

行政の福祉化とは

府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働などの各分野の連携のもとに、施策の創意工夫や改善を通して、障がい者やひとり親家庭の父母、高齢者などの雇用・就労機会を創出し、『自立を支援する取組み』であり、全行的に進めている。

行政の福祉化促進プロジェクトチーム（H16～H19）

◎平成11年11月 副知事をトップに各部局総務担当課長で結成

取組みにあたっての視点

- 福祉の目指すべき方向は、障がい者や母子世帯の母、高齢者など特定の課題を抱えている人たちに對し、それぞれの人の自立した生活を支援していくという視点が不可欠！
- 健康福祉部だけでなく、府政のあらゆる分野で既存資源を活用、あるいは行政手法の改善工夫を行うことで自立支援を促進する。とりわけ雇用就労につなげていく必要があるが新たに雇用創出のための事業化・予算化はしない！

あくまで既存の予算・事業・資源を活用して取組む

- 「福祉は担当部局のみが行なう」という職員の意識も同時に改革していく！

平成12年3月『行政の福祉化促進プロジェクト報告書』策定

【新たな課題】雇用失業情勢のさらなる悪化

⇒とりわけ障がい者、母子家庭の母をめぐる雇用環境の悪化

平成15年3月『平成14年度 行政の福祉化推進プロジェクト報告書』策定

概要

これまでの取組みに加え、府の公共発注や公務労働を活用して、障がい者や母子家庭の母の雇用により一層つながる視点で次の項目を重点的に検討。

- (1) 官公需発注に際して、障がい者雇用・就労支援の検討
 - ⇒ 総合評価一般競争入札制度の導入
 - ⇒ 府有施設における清掃業務の就労訓練（就労支援）の取組み等
- (2) 緊急地域雇用創出特別基金事業の活用（平成11～16年度）
- (3) 既存資源の福祉活用の検討
 - ⇒ グループホーム、ケアホームへの府営住宅の提供
 - ⇒ 府立高等学校裕教室の福祉的活用等

- (4) 公務労働分野における障がい者等の就労促進方策の検討
 - ⇒ 非常勤事務職員として母子家庭の母を雇用
 - ⇒ 知的障がい者を非常勤職員としてモデル雇用等

報告書策定以降の取組み

- 平成18年度からの指定管理者の選定にあたり、障がい者雇用の促進など、行政の福祉化の観点を審査基準等に盛り込み、障がい者や母子家庭の母などの就労困難者の雇用を創出
- 平成19年度からの大阪府市町村化テストにおいても就労困難者の雇用を創出
- 平成29年度、行政の福祉化のさらなる推進のため、社会福祉審議会に行政の福祉化推進検討専門部会を設置し「行政の福祉化の推進のための提言」がとりまとめられた。

庁内の推進体制

座長：福祉総務課長 構成員：各部局総務担当課長

※各部局で「行政の福祉化推進員」を指定し、行政の福祉化に関する施策の進捗状況の把握及びに施策実施の促進に努める。

主要項目における取組み結果（平成31年3月末時点）

◎官公需発注等による、就労困難者等の雇用・就労支援の状況

	雇用者数	備考
総合評価入札制度	138	
大規模（10施設）	107	平成15年度～全国初の取組み
中規模（9施設）	31	平成18年度から実施：府民センター（6箇所）及び府立大学府羽曳野キャンパス等
指定管理者制度（69施設）	282	新規雇用者数＋契約期間における既雇用者数
合計	420	

◎既存資源の福祉的活用

- ・知的障がい者、精神障がい者のグループホームの開設にあたり、府営住宅を累計454箇所（746戸）提供（継続事業）

◎公務労働分野における就労促進

- ・25名のひとり親の家庭の親を非常勤事務職員として雇用（継続事業）
- ・知的障がい者31名及び精神障がい者5名を非常勤事務職員としてチャレンジ雇用（継続事業）

※知的障がい者の配置については、23年度よりハートフルオフィス（大手前・咲洲両庁舎）を設置。

精神障がい者の配置については、従来どおり所属配置。

◎市町村への働きかけ

- ・総合評価入札制度導入市町 20市

《参考》

- ・大阪府内民間企業における障害者法定雇用率達成割合は43.1%と未だ低い状況にある。（R1.6.1時点）

※民間企業の法定雇用率は2.0%から2.2%に改定（H30.4.1）

「行政の福祉化の推進のための提言」以降の取組み

- ◆平成31年4月1日、ハートフル条例に行政の福祉化の理念を取り入れ改正・施行

- ①ひとり親、生活困窮者など、就労困難者に対象を拡大

- ②公契約における就労困難者の就労支援の推進

◆R1より指定管理者制度において支援組織活用について加点

◆R1.7.26 障がい者分野（1団体目）の支援組織を認定

◆R2.7.31 障がい者分野（2団体目）および生活困窮者分野の支援組織を認定

- ③ひとり親雇用を進める事業主への表彰制度を新設

- ④就労困難者の就労支援について審議会の設置

『ブレイヤー（担い手）の拡大』と、困難を抱える人の『働く分野の拡大』の拡大を実現し、

すべての人がその人らしく、生き生きと暮らせる大阪、すなわち「大阪の福祉化」を目指す

障がい者雇用状況の改善に向けて、 事業主の皆様のご協力をお願いします。

- ☆ 大阪府と契約を締結した事業主
- ☆ 大阪府の補助金の交付決定を受けた事業主
- ☆ 大阪府の公の施設の指定管理者の指定を受けた事業主

いずれかに該当する事業主の皆様は必ずお読みください

障がい者が生き生きと働き、自立した生活を送ることができる 地域社会の実現に向け、ハートフル条例を施行しています。

大阪府は、障がいの有無に関わらず、誰もが社会の一員として仕事に就き、その能力を発揮した日々を過ごすことのできる、明るく笑顔あふれる地域社会づくりをめざしています。

そのため、障がい者の雇用の促進と職業の安定を図る目的で、「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」を制定し、府と関係のある事業主の皆様に対して、障がい者雇用率（法定雇用率）の達成に向けた取組みを誘導・支援しています。

府では、法定雇用率の達成に向け、必要な助言やニーズに応じた支援をしてまいりますので、事業主の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

《ハートフル条例》

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/jyourei.html>

《ハートフル条例施行規則》

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/jyoureikisoku.html>

大阪府障がい者雇用促進センター

ハートフル条例の運用や障がい者雇用に取り組む事業主様の支援を行うため、大阪府商工労働部雇用推進室に設置された組織です。

I. 条例の対象となる事業主の皆様

次の（１）及び（２）に該当する事業主の皆様が対象となります。

（１） 次のいずれかに該当する事業主

■ 大阪府との間で締結される契約（府の支出の原因となる契約に限る。）のうち、次のいずれかに該当する契約を締結した事業主

- ・ 一般競争入札又は指名競争入札により締結する契約
- ・ 随意契約により締結する契約のうち、ア、イのいずれかに該当する契約
 - ア. 公募プロポーザル型事業者選定方式により相手方を決定する随意契約
 - イ. 地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号（＊１）又は第４号（＊２）の規定により締結する契約
 - ＊１： 障害者支援施設等から物品を買い入れる契約やシルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約等
 - ＊２： 知事の認定した者から新商品として生産された物品を買い入れる契約

■ 大阪府の補助金の交付決定を受けた事業主

■ 大阪府の公の施設について指定管理者の指定（公募に応じて指定の申請をした場合に限る。）を受けた事業主

（２） 事業主の規模等

- 常用労働者 **４５．５人以上**（注１）の民間事業主（法定雇用率 **２．２％**）
- 常用労働者 **４０人以上**（注１）の特殊法人及び独立行政法人（法定雇用率 **２．５％**）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第４４条から第４５条の３までの規定により、障がい者雇用率の算定の特例を受けている親事業主、特例子会社、関係会社、関係親事業主、関係子会社、事業協同組合等、特定事業主



（注１） チェックポイント！

平成 30 年 4 月 1 日から障がい者の法定雇用率が引き上げになりました

事業主区分	平成 30 年 3 月 31 日まで	平成 30 年 4 月 1 日から
民間企業	2.0%	2.2%
特殊法人及び独立行政法人	2.3%	2.5%

対象となる事業主の範囲が広がりましたのでご注意ください。

（民間企業は常用労働者 45.5 人以上、特殊法人及び独立行政法人は常用労働者 40 人以上）

※令和 3 年 4 月までには、更に「0.1%」引き上げられます。

Ⅱ. 条例に基づく手続き等

(1) 障がい者雇用状況の報告

条例の対象となる事業主は、法定雇用障がい者数以上の障がい者を雇用しているか否かを
確認するため、障がい者の雇用状況（注 2）を大阪府知事に報告する必要があります。

（条例第 17 条第 1 項）

■ 報告期限

「契約締結日」「補助金の交付決定があった日」「指定を受けた日」の翌日から起算して
10 日を経過する日

■ 報告方法 （ア）又は（イ）いずれかの方法で報告してください。

（ア）管轄の公共職業安定所長に提出した障害者雇用状況報告書（写し）を提出する。

この場合、報告書の余白又は裏面、あるいは別紙に、下記の例により知事あて報告する旨を記載して、記名押印（代表者印）又は署名し提出して下さい。

【記載例】

大阪府知事 様
大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例第 17 条第 1 項の規定
により、報告します。
令和〇〇年〇〇月〇〇日
株式会社 △△ 代表取締役 □□ □□ ㊟
《記名押印(代表者印)又は署名》

（イ）府で定める様式に記載して提出する。

様式は次のウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/jorei-yoshiki/index.html>

送付先：〒540-0031

大阪市中央区北浜東 3-14 エル・おおさか本館 11 階

大阪府商工労働部雇用推進室 就業促進課障がい者雇用促進グループ

■ その他

- ・ ハートフル条例第 17 条第 1 項に基づいて、すでに大阪府知事に対し、同じ年の 6 月 1 日現在の雇用状況を報告いただいている場合には、改めて提出していただく必要はありません。
- ・ ハートフル条例に基づいて作成した障がい者雇入れ計画の期間が終了していない場合には、同条例第 17 条第 1 項に基づく大阪府知事あての雇用状況報告は必要ありません。

- ・「親事業主」「特例子会社」「関係会社」「関係親事業主」「関係子会社」「事業協同組合等」「特定事業主」については、特例を受けている全事業主分の雇用状況を報告してください。この場合、契約締結等の相手方が「特例子会社」「関係会社」「関係子会社」「特定事業主」（以下「特例子会社等」といいます。）であるときは、「特例子会社等」が全事業主分の雇用状況を報告してください。



(注2) チェックポイント！

障がい者の雇用状況の報告について

障がい者の雇用状況を報告していただくにあたり、報告日直前の6月1日の障がい者の雇用状況を報告していただくこととなっておりますのでご注意ください。

※ただし、5月23日から7月4日までの間に契約締結／補助金の交付決定／指定管理者の指定を受けた場合は、7月15日までに、当該年度の雇用状況をご報告ください。

(2) 障がい者雇入れ計画の作成

条例の対象となる事業主のうち、雇用障がい者数が法定雇用障がい者数を下回る事業主（以下「未達成事業主」という。）は、2年以内に法定雇用障がい者数以上となるように障がい者雇入れ計画を作成し、記名押印又は署名の上、大阪府知事に提出する必要があります。（条例第18条第1項）

■ 提出期限

「契約締結日」「補助金交付の決定があった日」「指定を受けた日」の翌日から起算して2ヵ月を経過する日

■ 計画様式（次のウェブサイトからダウンロードできます。）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/jorei-yoshiki/index.html>

ハートフル条例 様式

検 索

■ 計画期間

・雇入れ計画の計画期間は2年以内です。ただし、公共職業安定所長の命令により計画を作成している場合は、その計画の期間の末日を雇入れ計画の期間の末日とすることができます。

・知事は提出いただいた障がい者雇入れ計画が著しく不適当であると認めるときは、当該雇入れ計画を変更すべきことを勧告することがあります。（条例第18条第2項）

(3) 進捗状況及び達成状況の報告

未達成事業主は雇入れ計画を提出後、その計画の進捗状況や達成状況を大阪府知事に報告する必要があります。

■ 進捗状況の報告

・計画期間が 2 年の障がい者雇入れ計画を作成した場合は、計画期間の開始日より 1 年を経過した日から 1 か月以内に当該雇入れ計画の進捗状況を報告していただく必要があります。

(条例第 20 条第 1 項)

※計画期間により、報告いただく期日が変わります。

・当該雇入れ計画の進捗状況が適当でないと認められるときには、当該雇入れ計画を確実に実施すべきことを勧告することがあります。(条例第 20 条第 2 項)

■ 達成状況の報告

・障がい者雇入れ計画の期間の終了後、4 5 日以内に当該雇入れ計画の達成状況を報告していただく必要があります。その際、計画を達成できなかった場合はその理由をご報告いただきます。(条例第 21 条)

Ⅲ. 条例を守らなかったときなどの措置

(1) 氏名または名称等の公表

・大阪府知事は、次のいずれかに該当する場合において、その行為について正当な理由がないと認めるときは、その者の氏名又は名称、住所及びその行為の内容を公表することができます。

(条例第 23 条第 1 項)

・「障がい者の雇用状況」、「障がい者雇入れ計画の進捗状況」及び「障がい者雇入れ計画の達成状況」の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

・「障がい者雇入れ計画」の提出をせず、又は虚偽の計画を提出したとき。

・条例第 18 条第 2 項（障がい者雇入れ計画の作成等）及び第 20 条第 2 項（障がい者雇入れ計画の進捗状況の報告）の規定による勧告に従わなかったとき。

・条例第 22 条第 1 項（報告の徴収及び立入調査）の規定による報告の要求に応じず若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

・「障がい者雇入れ計画」を達成することができなかった場合において、そのことが当該計画を提出した事業主の責めに帰すべき重大な理由によるものと認められるときは、その者の氏名又は名称、住所及びその旨を公表することができます。(条例第 23 条第 2 項)

(2) 制限措置の実施 < ご注意ください。>

条例第 23 条により氏名等を公表された事業主に対しましては、下記の要綱に基づき、一定期間、契約の相手方、補助事業の対象者又は指定管理者としないことを決定することがあります。

「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例の規定に基づき氏名等を公表された事業主に係る契約の締結及び補助金の交付等の制限措置に関する要綱」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/simeikouhyou.html>

IV. 未達成事業主様への支援

大阪府障がい者雇用促進センターでは、障がい者雇入れ計画を提出された事業主の計画達成に必要な助言や支援を行います。（条例第 19 条）

※ご利用はすべて無料です。

◆ 専門家派遣

障がい者を雇用するときに役に立つ様々な環境整備をサポートするため、事業主様の事務所に民間企業経営経験者などの専門家を派遣します。

《サポート内容》

- ・社内研修会や学習会の講師
- ・特例子会社設立のサポート
- ・特例子会社や支援学校・訓練校見学のコーディネート
- ・雇用事例紹介、障がい特性理解の促進
- ・職場環境の改善、人事・労務管理のアドバイス、職場定着のノウハウ提供 など

◆ 職業紹介

事業主様と、求職中の障がい者の皆さん（職業訓練生や支援学校生徒、福祉施設利用者等）とのマッチングを行います。

◆ 職業実習受入れのコーディネート

障がい者の職場実習を検討される事業主様と、実習希望者との橋渡しを行います。

◆ 各種セミナー・障がい者の職業訓練施設等見学会の開催

障がい者雇用の経験が少ない事業主様を対象とした様々なセミナーや、障がい者の職業訓練施設等、障がい者雇用先進事業所の見学会を開催します。

《セミナー開催事例》

◇精神障がい者雇用管理セミナー

精神障がい者の採用から雇用管理までを学ぶセミナー。

◇支援学校、障がい者職業訓練施設等見学セミナー

障がい者が実際に職業訓練を行っている様子を見学できます。

◇合理的配慮の提供義務セミナー

事業主の合理的配慮提供義務の基礎知識と先進事例の実例紹介など。

◇体験型知的障がい者雇用セミナー

・訓練施設体験コース

・・・職業訓練施設で実際に障がいのある方と一緒に訓練を行います。

・雇用企業体験コース

・・・特例子会社で様々な業務を体験します。



ご確認ください！

雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務について

○差別の禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進、教育訓練などの雇用に関するあらゆる局面で、障がい者であることを理由とする差別が禁止されます。

○合理的配慮の提供義務

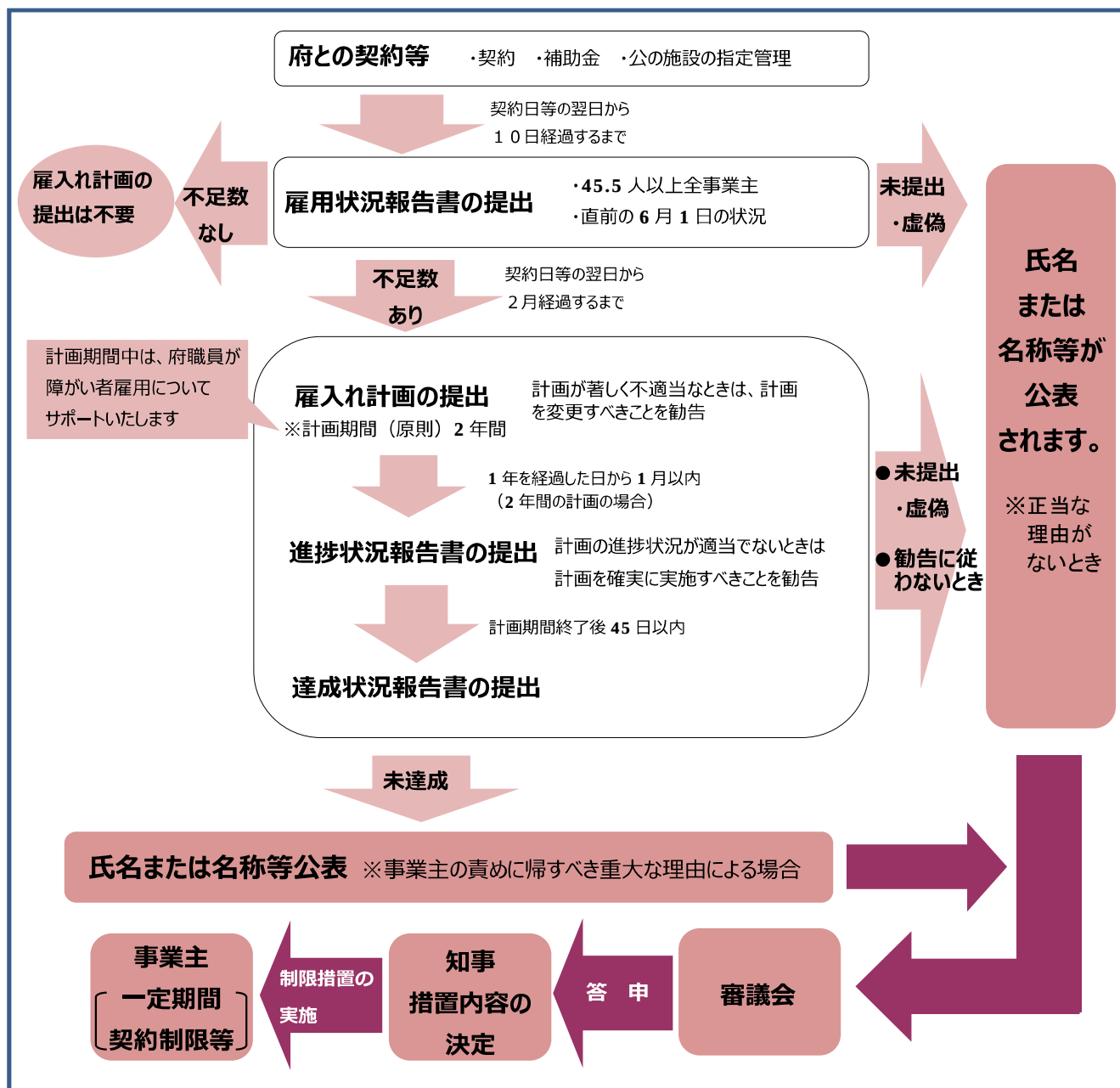
事業主は、合理的配慮として、障がい者一人ひとりの状態や職場の状況に応じて、例えば視覚障がいのある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うなどの措置を、過重な負担にならない範囲で提供していただく必要があります。

○相談体制の整備等

事業主は、相談窓口の設置など、障がい者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備が求められます。また、事業主は、障がい者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

※大阪府では、障がいのある方の思いを大切に、府民の障がい者理解を深めていくため、大阪府が作成する文書等においてマイナスのイメージがある「害」の漢字をできるだけ用いないで、ひらがなで表記しています。

契約の相手方等府と関係のある事業主に対する雇用率達成指導の流れ



お 問 い 合 わ せ ・ 書 類 の ご 提 出 先



※矢印は車でお越しの場合（有料駐車場あり）

大阪府商工労働部雇用推進室
就業促進課障がい者雇用促進グループ
（大阪府障がい者雇用促進センター）

＜所在地＞ 〒540-0031
大阪市中央区北浜東3-14
エル・おおさか（大阪府立労働センター）本館11階

＜電話＞ 06-6360-9077
06-6360-9078

＜FAX＞ 06-6360-9079

障がい者雇用率制度について

障がい者雇用率制度

事業主は、次のように障がい者雇用率（いわゆる法定雇用率）によって計算される法定雇用障がい者数以上の身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者を雇用しなければなりません。この法定雇用障がい者数は、各事業所をまとめた企業全体について計算されることとなっています。

法定雇用障がい者数 ※1	=	企業全体の常時雇用する労働者※2 (短時間労働者※3を含む) の総数※4	×	障がい者雇用率 (民間企業は2.2%)
-----------------	---	---	---	------------------------

※1 法定雇用障がい者数の算定に当たっては、1人未満の端数は切り捨てます。

※2 常時雇用する労働者とは、以下のいずれかの者です。

- (イ) 期間の定めなく雇用されている労働者
- (ロ) 1年を超える雇用期間を定めて雇用されている労働者
- (ハ) 一定の期間（例えば、1週間、2ヶ月、6ヶ月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
- (ニ) 日々雇用される労働者であって、雇用契約が日々更新されて、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

※3 短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である常時雇用する労働者のことです。

なお、短時間労働者については、1人の雇用をもって0.5人を雇用しているものとして、計算することとなります。

※4 ただし、平成30年4月1日以降、精神障がい者である短時間労働者であって、雇入れから3年以内または精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方は、1人の雇用をもって1人を雇用しているものとして、計算します。

※5 除外率設定業種に属する事業を行う事業所の事業主については、「企業全体の常時雇用する労働者の総数」を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除することになります。

雇用障がい者数の算定方法

各企業における雇用障がい者数の算定は、下表のとおり行います。

週所定労働時間	30時間以上	20時間以上30時間未満
身体障がい者	○	△
重度	◎	○
知的障がい者	○	△
重度	◎	○
精神障がい者	○	△
		○（雇入れ等から3年以内）

※ ○＝1カウント ◎＝2カウント △＝0.5カウント

障がい者の雇用に関する状況の報告

事業主は、毎年6月1日現在における身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の雇用に関する状況の報告を、7月15日までに、「障害者雇用状況報告書」により企業の主たる事業所（いわゆる本社）の所在地を管轄する公共職業安定所の長に対して行わなければなりません。

※報告義務のある事業主

法定雇用障がい者数が1人以上となる事業主、すなわち常用雇用労働者数（除外率により除外すべき労働者数を控除した数）が45.5人以上の事業主

問い合わせ先 大阪府商工労働部 雇用推進室就業促進課 障がい者雇用促進グループ
大阪府中央区北浜東3-14 エル・おおさか 本館11F TEL06-6360-9077

地域就労支援事業の概要

地域就労支援事業では、大阪府内の全市町村が地域にある様々な支援機関と連携して、働く意欲がありながら雇用や就労を実現できない方々を支援し、一人ひとりが生き生きと働くことのできる社会の実現を目指します。

◆ 本事業の対象者（「就職困難者」）

1. 中途退学者や卒業後も未就職の状態にある若年者
2. 障がい者、ひとり親家庭の親、中高年齢者などの中で、働く意欲がありながら、雇用・就労を実現できない方々

◆ 地域就労支援センター

地域就労支援事業の実施場所は、各市町村に設置される地域就労支援センターです。

地域就労支援センターには、就労支援コーディネーター等が配置されており、就職困難者等の就職に関する相談に応じています。

また、就労支援コーディネーターは、教育・福祉等の庁内関係セクションと調整したり、関係機関や支援団体で構成される個別ケース会議等の協議を経て、相談者一人ひとりに応じた就労サポートプランを作成します。

（支援メニュー：パソコン講座、医療事務講座等や合同就職面接会等を実施。）

◆ 各種就労支援機関との連携

（主な地域の連携機関）

- ハローワーク ○障害者就業・生活支援センター
- 母子家庭等就業・自立支援センター ○地域若者サポートステーション等

（大阪府のバックアップ機関）

- OSAKA しごとフィールド 総合受付 Tel 06-4794-9198
- 大阪市中央区北浜東 3-14 エル・おおさか 本館 2・3F
- 営業時間：平日 9:30～20:00 土曜 9:30～16:00
- 相談時間（キャリアカウンセリング）：平日 10:00～20:00（19:00 受付終了）
- 定休日：日曜日・祝日・年末年始
- （一社）おおさか人材雇用開発人権センター
- 地域就労支援センターの利用者に対する職場体験事業等の実施

- 地域就労支援事業は、就職困難者一人ひとりの状況に応じた支援を実施し、ハローワークと連携して職業紹介、就職斡旋をサポートしていきます。（※職業紹介等を直接実施している市町村もあります。）

各種支援メニューについては、各市町村によって異なりますので、詳しくは裏面の各地域就労支援センターへお問い合わせください。

市町村地域就労支援センター

令和2年4月1日現在

市 町 村 名	所 在 地	電話番号
大 阪 市	大阪市浪速区木津川2-3-8	A'ワーク創造館内 06-6567-6890
堺 市	堺市堺区大仙西町2-69-9	公益財団法人堺市就労支援協会内 072-244-3711
岸 和 田 市	岸和田市岸城町7-1	岸和田市魅力創造部産業政策課内 072-423-9621
豊 中 市	豊中市三和町1-1-63	豊中市立労働会館内 06-6334-5211
	豊中市北桜塚2-2-1	生活情報センターくらしかん内 06-6858-6861
池 田 市	池田市栄本町9-1	池田市立コミュニティセンター内 072-751-0574
吹 田 市	吹田市片山町1-1	メロード吹田1番館2階 JOB ナビすいた内 06-6310-5866
	吹田市岸部中1-22-2	吹田市交流活動館内 06-6388-5504
泉 大 津 市	泉大津市東雲町9-12	泉大津市総合政策部人権くらしの相談課内 0725-23-8689
高 槻 市	高槻市桃園町2-1	高槻市健康福祉部福祉事務所生活福祉支援課内 072-674-7767
貝 塚 市	貝塚市畠中1-17-1	貝塚市福祉部市民相談室内 072-433-7086
守 口 市	守口市京阪本通2丁目5-5	守口市市民生活部地域振興課内 06-6992-1490
枚 方 市	枚方市岡東町12-1-502	サンプラザ1号館5階 枚方人権まちづくり協会内 072-844-8788
茨 木 市	茨木市駅前3-8-13	茨木市産業環境部商工労政課内 072-620-1620
八 尾 市	八尾市光町2-60	八尾市ワークサポートセンター内 072-929-0040
	八尾市桂町2-37	桂人権コミュニティセンター内 072-922-1827
	八尾市安中町8-5-30	安中人権コミュニティセンター内 072-922-1892
	八尾市南太子堂2-1-45	龍華コミュニティセンター内 072-922-2911
	八尾市山本町1-8-11	山本コミュニティセンター内 072-922-3661
泉 佐 野 市	泉佐野市上町3-11-48	泉佐野市生活産業部まちの活性課内 072-469-3131
	泉佐野市下瓦屋222-1	泉佐野市立北部市民交流センター内 072-464-5726
	泉佐野市南中樫井476-2	泉佐野市立南部市民交流センター内 072-466-6464
富 田 林 市	富田林市若松町1-9-12	富田林市立人権文化センター内 0721-24-3700
寝 屋 川 市	寝屋川市早子町16-11-101 京阪寝屋川市駅南口1階	ねやがわシティ・ステーション内 072-828-0751
河 内 長 野 市	河内長野市原町1-1-1	河内長野市環境経済部産業観光課内 0721-53-1111
松 原 市	松原市阿保1-1-1	松原市市民生活部産業振興課内 072-337-3112
大 東 市	大東市住道2-2 大東サンメイツ2番館4階	ワークサポート大東内 072-870-5370
	大東市野崎1-24-1	野崎人権文化センター内 072-879-1818
	大東市北条3-10-5	北条人権文化センター内 072-877-5050
和 泉 市	和泉市府中町2-7-5	和泉市市民生活部くらしサポート課労働政策係 0725-99-8124
	和泉市伯太町6-1-20	ゆう・ゆうプラザ（和泉市立人権文化センター）内 0725-99-8124
	和泉市いぶき野5-4-7	和泉シティプラザ南棟2F 0725-99-8124
	和泉市仏並町398-1	和泉市南部リージョンセンター 0725-99-8124
	和泉市太町552	和泉市北部リージョンセンター 0725-99-8124
箕 面 市	箕面市西小路4-6-1	箕面市地域創造部箕面営業室内 072-724-6727
	箕面市萱野1-19-4	萱野中央人権文化センター（らいとびあ21）内 072-722-7400
	箕面市桜ヶ丘4-19-3	桜ヶ丘人権文化センター（ヒューマンズプラザ）内 072-721-4800
柏 原 市	柏原市大正2-10-1	柏原市産業会館（K・Iホール）内1F 072-972-5573・5586
羽 曳 野 市	羽曳野市向野2-9-7	羽曳野市立人権文化センター内 072-937-0860
	羽曳野市萱田4-1-1	羽曳野市生活環境部産業振興課内 072-958-1111
門 真 市	門真市中町1-1	門真市役所別館3F 06-6902-6079
摂 津 市	摂津市三島1-1-1	摂津市生活環境部産業振興課内 06-6383-1362
高 石 市	高石市加茂4-1-1	高石市政策推進部経済課内 072-275-6164
藤 井 寺 市	藤井寺市岡1-1-1	藤井寺市市民生活部商工労働課内 072-939-1337
東 大 阪 市	東大阪市荒本2-6-1	荒本人権文化センター内1F 06-6784-5811
	東大阪市永和1-15-2	シルバー人材センター1F 06-6727-1920
泉 南 市	泉南市樽井9-16-2	泉南市立市民交流センター内 072-485-1401
四 條 畷 市	四條畷市中野本町1-1	四條畷市健康福祉部福祉政策課内 072-877-2121
交 野 市	交野市天野が原町5-5-1	交野市立保健福祉総合センター 交野市総務部人権と暮らしの相談課内 072-817-0997
大 阪 狭 山 市	大阪狭山市狭山1-2384-1	大阪狭山市市民生活部農政商工グループ内 072-366-6789
阪 南 市	阪南市尾崎町35-1	阪南市市民部まちの活力創造課内 072-472-6111
島 本 町	三島郡島本町広瀬2-22-27	島本町立人権文化センター内 075-961-7830
豊 能 町	豊能郡豊能町余野414-1	豊能町都市建設部農林商工課内 072-739-3424
能 勢 町	豊能郡能勢町宿野28	能勢町環境創造部地域振興課内 072-734-3976
忠 岡 町	泉北郡忠岡町忠岡東1-34-1	忠岡町産業まちづくり部産業振興課内 0725-22-1122
熊 取 町	泉南郡熊取町野田1-1-1	熊取町住民部産業振興課内 072-452-6085
田 尻 町	泉南郡田尻町嘉祥寺83-1	田尻町総合保健福祉センター ふれ愛センター内 072-466-5008
岬 町	泉南郡岬町多奈川谷川1905-22	岬町文化センター内 072-492-0341
太 子 町	南河内郡太子町大字山田88	太子町まちづくり推進部観光産業課内 0721-98-5521
河 南 町	南河内郡河南町大字白木1359-6	河南町まち創造部環境・まちづくり推進課内 0721-93-2500
千 早 赤 阪 村	南河内郡千早赤阪村大字水分180	千早赤阪村観光・産業振興課内 0721-26-7128

事業所の皆様へ

基礎訓練から就職後まで一貫して支援します

**障害者就業・生活支援センター
をご利用ください。**

障害者就業・生活支援センターとは、「障がいのある方を採用してもすぐに辞めてしまう」「どのようにして障がいのある方に仕事を教えればいいのか」など、このような悩みを抱える事業者の方々を支援していこうというものです。

【支援内容】

- ① 求人相談、職場定着相談、生活相談、職場の環境改善などの相談を受けます。
- ② 雇用にあたっての、公共職業安定所等との調整を行います。
- ③ 基礎訓練のあっせんや実習先との連絡調整を行います。
- ④ 各種助成制度を紹介します。

※ その他にもさまざまな支援活動を行っています。

障がい者雇用ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/shuupotsu.html>

《本件に関するお問い合わせは》
大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課
就労・IT 支援グループ
電話 (06)6944-9178
FAX (06)6942-7215

障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がいのある方に対して、地域の雇用関係機関や福祉関係機関と連携を図り、基礎訓練から就職・職場定着に至るまでの指導・助言・その他の支援を行っています。

☆大阪府内の障害者就業・生活支援センター一覧

名 称	活 動 区 域	所 在 地	電話番号	FAX 番号
大阪市 障害者就業・生活支援センター	大阪市	大阪市天王寺区東上町 4-17 ワークセンター中授内	06-6776-7336	06-6776-7338
北河内東 障害者就業・生活支援センター 支援センターみいーん	大東市・四條畷市・交野市	大東市赤井 1 丁目 7-102	072-871-0047	072-889-1007
堺市 障害者就業・生活支援センター エマリス	堺市	堺市堺区旭ヶ丘中町 4-3-1 堺市立健康福祉プラザ 4 階	072-275-8162	072-275-8163
南河内南 障害者就業・生活支援センター	富田林市・河内長野市・ 大阪狭山市・太子町・ 河南町・千早赤阪村	河内長野市昭栄町 2-1-101	0721-53-6093	0721-53-6095
すいた 障害者就業・生活支援センター	吹田市	吹田市高浜町 7-7 ぶくぶくサポ ート office	06-6317-3749	06-4867-3030
高槻市 障害者就業・生活支援センター	高槻市・島本町	高槻市高槻町 4-17	072-668-4510	072-668-4530
八尾・柏原 障害者就業・生活支援センター	八尾市・柏原市	八尾市楽音寺 1-85-1	072-940-1215	072-943-0294
とよなか 障害者就業・生活支援センター	豊中市	豊中市寺内 1-1-10 ローズコミュニティ・緑地 1 階	06-4866-7100	06-4866-7755
東大阪市 障害者就業・生活支援センター J-WA T	東大阪市	東大阪市菱江五丁目 2 番 34 号東 大阪市立障害児者支援センター レビラ 4 階	072-975-5711	072-975-5718
枚方市 障害者就業・生活支援センター	枚方市	枚方市大垣内 2-1-20 枚方市役所別館 1 階	090-2064-2188 (相談専用)	072-848-8911
南河内北 障害者就業・生活支援センター	松原市・羽曳野市・ 藤井寺市	羽曳野市白鳥 3-16-1 木村ビル 4 階	072-957-7021	072-957-1604
寝屋川市 障害者就業・生活支援センター	寝屋川市	寝屋川市寝屋南 2-14-12 真心ハウス 3 階	072-822-0502	072-821-5247
泉州中 障害者就業・生活支援センター	岸和田市・貝塚市	貝塚市堤 371 番地の 1 タケモトビル 4 階 A 室	072-422-3322	072-433-9923
茨木・摂津 障害者就業・生活支援センター	茨木市・摂津市	摂津市学園町 2-9-28	072-665-7670	072-665-7671
北河内西 障害者就業・生活支援センター	守口市・門真市	守口市日吉町 1-2-12 守口市障害者・高齢者交流会館 3 階	06-6994-3988	06-6994-3988
泉州北 障害者就業・生活支援センター	泉大津市・和泉市・ 高石市・忠岡町	和泉市府中町 1-8-3 和泉ショッピングセンター 2 階	0725-26-0222	0725-26-0031
泉州南 障害者就業・生活支援センター	泉佐野市・泉南市・阪南市・ 熊取町・田尻町・岬町	泉佐野市下瓦屋 222-1 泉佐野市立北部市民交流センタ ー本館	072-463-7867	072-463-7890
豊能北 障害者就業・生活支援センター	池田市・箕面市・豊能町・ 能勢町	箕面市稲 1-11-2 ふれあい就労支援センター 3 階	072-723-3818	072-723-8803

(令和 2 年 4 月現在)

事業主の皆様へ

ひとい親家庭の親の雇用にご協力ください

大阪府立母子・父子福祉センターは、母子家庭の母等ひとり親の就業自立を支援するため、厚生労働大臣の許可を得て職業紹介事業を行っています。

がんばる母子家庭のお母さん等ひとり親の自立を応援するため、当センターへ求人のお申し込みをいただきますようよろしくお願いいたします。

当センターでは

取扱職業は全職種

人材を登録
しています

就業支援講習会（パソコン、簿記、介護職員初任者研修等）の修了者や、就業意欲の高い母子家庭のお母さん等が登録しています。

特定求職者雇
用開発助成金
のご案内

◎特定求職者雇用開発助成金（国制度）とは

当職業紹介所の紹介により、母子家庭のお母さん等を雇用保険の被保険者として雇い入れた場合、一定条件のもと、事業主に対し助成金が支給されます。

詳しくは下記まで。

申込・問合せ先

大阪府立母子・父子福祉センター

母子家庭等就業・自立支援センター 職業紹介所

〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-59

TEL 06(6748)0263

FAX 06(6748)0264

<http://www.osakafu-boshiren.jp/tocompany/>



求人事業所の方へ

■求人票について

- ・求人票は、職種別、雇用形態別（常用、パート等）に別葉でお書きください。
- ・従事すべき業務内容、労働契約の期間、試用期間、就業場所、就業時間、時間外勤務、休憩時間、休日、賃金の額、規定されている手当、各種保険の適用など、正しい明示をお願いいたします。（職業安定法第5条の3）
- ・採用人数は、正確にご記入ください。
- ・紹介期限（有効期限）は、最長6カ月以内で自由に定めてください。
- ・求人票は当センターに直接お持ちいただくほか、郵送または **FAX・Email** でも受付いたします。
- ・受付が完了しましたら、求人票の控により受付番号をお知らせいたします。

■受付後のお取り扱いについて

- ・紹介期限（有効期限）後の紹介継続を希望される場合は、期限満了前に必ず当センターまで連絡してください。連絡のないときは、自動的に取下げとなります。
- ・応募者があったときには、当所から面接日時の調整について連絡をいたします。
- ・採否については、応募者の技能、経験、面接の結果などを踏まえ、合理的な基準のもと、できる限り早期に決定の上、応募者に連絡してください。あわせて当センターへのご連絡もお願いします。
- ・求人取下げ等、ご紹介を必要としなくなったときは、直ちに当センターにご連絡ください。

■助成金について

当センターの紹介により、母子家庭の母等を雇入れた事業主は、一定の条件のもとに、**特定求職者雇用開発助成金**を受給することができます。

助成金を申請される場合には、「職業紹介証明書」を発行いたしますので、当センターにお申し出ください。

大阪府立母子・父子福祉センター
母子家庭等就業・自立支援センター 職業紹介所
(指定管理者 社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会)
〒537-0025 大阪市東成区中道1丁目3番59号
TEL 06-6748-0263
FAX 06-6748-0264
E-mail:boshiren@mint.ocn.ne.jp

厚生労働大臣許可 許可番号 27-ユ-300698
◇対象 母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦

〔受付 令和 年 月 日〕 求 人 票 〔受付番号 一 〕

紹介期限		令和 年 月 日 （または 6 箇月）					
事業所番号		— —					
事業所名（ふりがな）個人事業主の場合事業主氏名							
所在地 〒 TEL FAX							
事業内容							
資本金		万円		創業		大昭和 年	
従業員数		当事業所 人（うち女性 人） 企業全体 人					
加入保険		雇用・労災・健康・厚生・その他（ ）					
選考	面接 選考	日時		・随時 ・後日連絡			
		場所					
	・書類選考 ・履歴書送付						
	携行品		・履歴書 ・印鑑 ・				
	採否決定		即決 ・ 日後				
担当者	課係名 氏 名 連絡先 TEL 様						
就業時間 交代制 無 有		① 時 分～ 時 分 ② 時 分～ 時 分 ③ 時 分～ 時 分					
時 間 外		月平均 時間					
休憩時間		分					
裁量労働		制度 無・有（ 業）					
休 日		日曜・祝日・土曜・その他（ ） 週休2日制（毎週・隔週・月 回）・無					
		年間休日日数 日					
就業（選考）場所までの略図（道順）							
最寄りの駅・バス停から徒歩（ ）分							

職 種		採用人数
年 齢	歳位まで ・不問	人
雇用形態 雇用期間 の定め 試用期間 (〃条件)	・常用(フルタイム)・パート・臨時・派遣・() ・無・有 (月 日～ 月 日) (年・月・日)更新：有・無 ・無・有 (日・か月) (賃金等)	
就業場所	線 駅・バス停から徒歩 分	
仕事の 内 容		
学 歴	(履修科目)	
必要な経験・免許資格		

賃金形態		・月給	・日給月給	・日給	・時間給
毎月の賃金・税込	基本給		円～		円
	[日給・時間給		円～		円]
	定期的に支払われる手当		その他の手当等付記事項		
	手当	円			
	手当	円			
手当	円				
合 計	円～				円
固定残業代		時間	円	超過分追加支給	
通勤手当		・全額 ・定額（最高		・なし 円まで)	
賃金締切日		毎月	日・その他（ ）		
賃金支払日		毎月	日・その他（ ）		
昇 給		ベースアップ込み の前年度実績		円～	円
退職金		有（ 年以上勤務）		・ 無	
賞 与		（前年度実績） または		回・計 円～	月分 円
事業所・求人条件に係る特記事項					

ホームレス自立支援センターの概要

令和2年7月（2年1月調査）に公表された「ホームレスの実態に関する全国調査」において、大阪府内のホームレスの人数は、全国で最も多い1,038人となっています。

これらのホームレスの人のうち、約25%が「就職して自活したい」と望んでおり、その半数が現に求職活動を行っているという状況にあります。

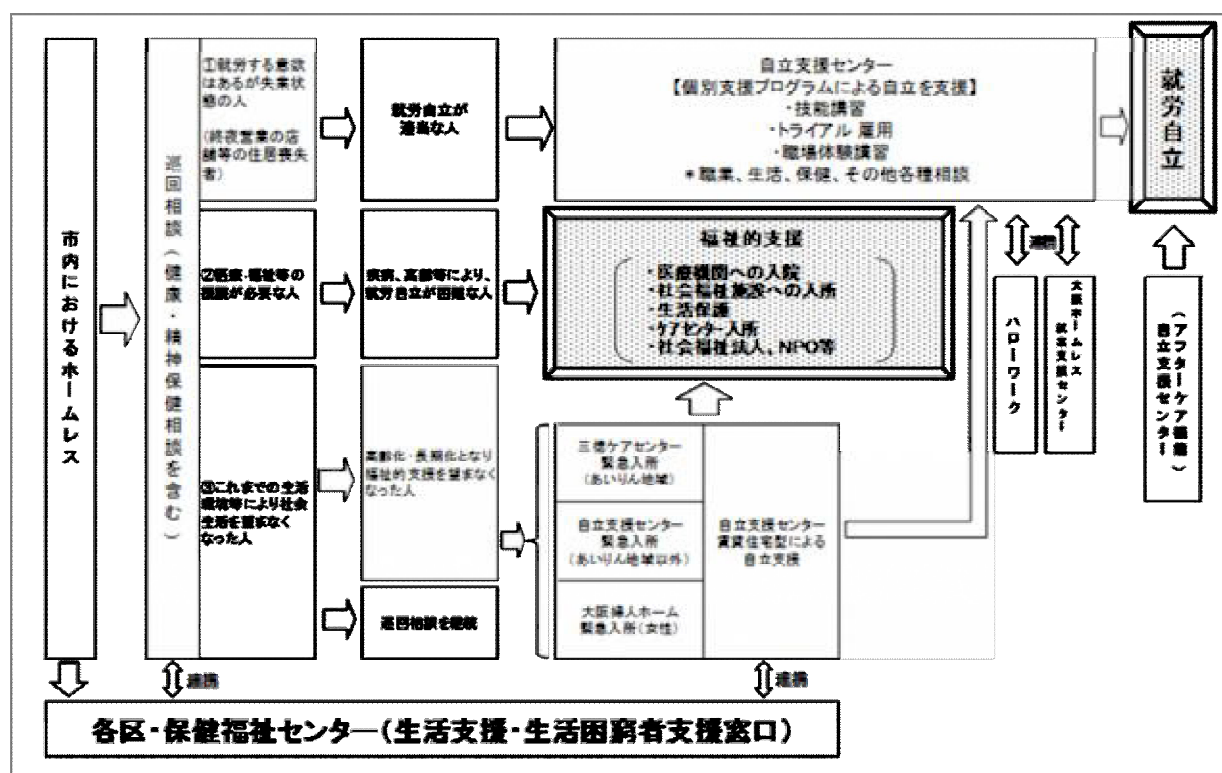
ホームレス自立支援センターは、これらの「就労意欲があり」かつ「働ける状態にある」人たちを対象に、就労による自立を支援するための入所施設です。

この施設は、国の補助を受け、令和2年4月現在、大阪市が1ヵ所設置しています。

■ ホームレス自立支援センター一覧（令和2年4月現在）

施設名称	設置主体	定員	所在地	電話番号
自立支援センター舞洲	大阪市	112人	大阪市此花区北港白津 2-1-56	06-6462-1765

■ ホームレス自立支援センターにおける支援の流れ



■ ホームレス自立支援センターでの支援内容について

ホームレス自立支援センターでは、入所したホームレスの方に次のような支援を行っています。

- ① 健康診断 入所された方に健康診断を実施し、就労に支障のある疾病等がないか確認します。疾病等が見つかった場合、軽度の疾病等の場合、通院により早期回復を図ります。
- ② 生活相談 負債等の法律相談や就労に向けたモチベーションアップ等のケアを行います。
- ③ 生活訓練 毎日の日課などを通じて通常の生活リズムを取り戻します。
- ④ 生活支援 食事、入浴、衣類や日常生活用品等の貸与など衣食住全般の支援を行います。
- ⑤ 就職活動 センター内で、週に4回、国の公共職業安定所（ハローワーク）の職業相談員が個別に職業相談や求人情報の提供等を行うなど、就職活動の支援を行います。またキャリアカウンセリングや再就職支援なども行っています。
- ⑥ 技能講習 介護初任者講習、パソコン講習、ビルクリーニング、フォークリフト運転等41種類のメニューを用意しており、希望職種に応じて2種類の受講ができます。
- ⑦ 実地訓練 センター内の清掃、道路・公園等の除草清掃等に従事します。
- ⑧ 貸与金制度 求職活動中や就職後住居が決まるまでの間に必要な交通費や食費等の必要経費を貸与するなどの経済的支援を行います。
- ⑨ 保証人制度 「就職及び住宅賃貸者・身元保証人制度」などの制度を利用します。
- ⑩ 就労後支援 住居の斡旋、各種法律相談、安定就労にかかる相談等を行います。

■ 入所期間

原則として3ヶ月以内で就職決定後、住居が決まるまでの間です。

ただし、最大6ヶ月まで延長することができます。

■ 就職状況

就職率は設立以降毎年約40%台となっています。

就職先の業種は、清掃業、警備業、建設業が多くを占めていますが、製造業、サービス業、飲食業、運送業その他入所者の職歴やニーズ・適性等に応じて多種多様なものとなっています。

■ 入所者の年齢

平均約43歳（令和2年6月末現在）となっています。

※トライアル雇用制度

自立支援センターの入所者をハローワークなどを通じて雇用した場合、国のトライアル雇用制度が適用され、雇用主には、1人につき、月額40,000円が最大3ヶ月間支給されます。



大阪ホームレス就業支援センターの概要

令和2年7月（2年1月調査）に公表された「ホームレスの実態に関する全国調査」において、大阪府内のホームレスの人の数は、全国で最も多い1,038人となっています。

これらのホームレスの人のうち、約25%が「就職して自活したい」と望んでおり、その半数が現に求職活動を行っているという状況にあります。

大阪ホームレス就業支援センターは、これらの「就労意欲があり」かつ「働ける状態にある」人たちを対象に、個々に応じたきめ細やかな就労相談の実施、及び民間事業所等からあらゆる就業機会を開拓、提供など、自立を支援するための施設です。

この施設は、国の委託事業を受け、令和2年4月現在、大阪府、大阪市、(公財)西成労働福祉センター、(社福)大阪自彊館、(社福)みおつくし福祉会、(社福)みなと寮、連合大阪、(一社)大阪労働者福祉協議会、NPO釜ヶ崎支援機構で1ヵ所設置しています。

■ 大阪ホームレス就業支援センター（令和2年4月現在）

施設名称	設置主体	設立	所在地	電話番号
大阪ホームレス就業支援センター	9団体	平成17年	大阪市西成区萩之茶屋 3-6-29	06-6645-1951

■ 大阪ホームレス就業支援センターでの支援内容について

ホームレス就業支援センターでは、入所したホームレスの方に次のような支援を行っています。

- ① 就労支援 就労支援相談をはじめ、就職情報の提供、就職後のフォロー等、一貫したきめ細かな就業支援を行います。また、公的就労現場において労働習慣の体得や技能向上を図るための指導を行います。
- ② 就業機会 支援対象者の適正やニーズに応じて、求人、請負仕事、内職、職場体験講習といったあらゆる仕事の開拓を行います。また、企業等へ啓発やPR活動を行います。
- ③ 職場体験 事務所等で実際に働くことを体験することにより、就業に対する不安の解消及び就業意欲の助成等を図ります。
- ④ 就職セミナー 就職に必要なノウハウの習得等を目的に、キャリアカウンセラーによるセミナーを実施します。また、必要に応じて専門セミナーや個別カウンセリングを実施し、就労意欲の助長を図ります。
- ⑤ 地域貢献 各種イベントの後片付けや社会福祉施設等の除草清掃作業など、地域の活性化に貢献できる事業を実施するとともに、就業機会を提供します。

地域若者サポートステーションの概要



地域若者サポートステーションは、働くことに対して様々な悩みを抱え、ニート状態に陥っている若者等に対して、仕事に求められる知識・スキルだけでなく、働く自信の回復といった職業意識の啓発や社会適応の促進といった多様な支援を行うことで、就労に向かうよう支援する施設です。

● 対象となる方

原則、15歳から49歳で、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者のうち、就職に向けた取り組みへの意欲が認められ、ハローワークにおいても就職を目標にしていると判断した者及びその家族。学校連携支援については、高校、大学等を中退した者（中退予定者を含む）。

● 支援内容

1 個別相談

- ① キャリア・コンサルタント等による個別相談を行い、一人ひとりに合わせた支援メニューを作成します。
- ① メンタル面のサポートが必要な場合は、臨床心理士等による心理カウンセリングを行います。
- ① 必要に応じて適切な支援機関・団体（保健・医療・福祉機関など）へ誘導します。

2 学校連携支援

- ① 学校（高等学校、専修学校、大学若しくは短期大学等）との連携により、学校中退者等を地域若者サポートステーションへ結び付け、キャリア・コンサルタント等による支援などを行います。

3 支援プログラム

- ① コミュニケーションスキルアップのためのワークショップ、就労支援セミナー、職場体験などの多様なプログラムにより、「働く」ことに対する自信や意欲の向上を目指します。

注）職業紹介・就職斡旋を直接行うのではなく、就職活動に足を踏み出せるよう支援する施設です。

支援メニューの内容は、各地域若者サポートステーションによって異なります。

詳しくは各地域若者サポートステーションへお問い合わせください。

● 支援のためのネットワークの構築

これら支援を行う際には、一人ひとりの置かれた状況に合わせた個別の対応、また、継続的な支援が必要となります。

そこで地域若者サポートステーションが拠点となり、国・地方自治体の若者支援機関、教育機関、保健・医療・福祉機関、民間支援団体（NPO 法人）、地域社会とネットワークを結び、連携して支援を行っています。

※大阪府内の地域若者サポートステーション一覧（令和2年4月1日現在）

	住所	電話番号	FAX
<u>OSAKA しごとフィールド</u> <u>大阪府地域若者サポートステーション</u>	大阪府中央区北浜東 3-14 エル・おおさか本館 2-3 階	06-4794-9200	06-6232-8581
<u>大阪市若者自立支援事業コネクションズおおさか</u> <u>（大阪市地域若者サポートステーション）</u>	大阪府北区梅田 1-2-2-400 大阪駅前第2ビル4階1-2号室	06-6344-2660	06-6344-2677
<u>三島地域若者サポートステーション</u>	高槻市高槻町 4-17	072-668-4632	072-668-4632
<u>泉州地域若者サポートステーション</u>	泉佐野市下瓦屋 222-1 泉佐野市立北部市民交流センター本館 2 階	072-464-0002	072-464-0154
<u>中河内地域若者サポートステーション</u>	東大阪市高井田元町 2-4-6 岸田興産ビル 2 階受付	06-6787-2008	06-6787-2018
<u>北河内地域若者サポートステーション</u>	枚方市岡東町 12-1 ひらかたサンプラザ1号館 3 階 305 号室	072-841-7225	072-841-7225
<u>とよの地域若者サポートステーション</u>	豊中市服部西町 4-13-1 豊中市立青年の家いぶき 3 階	06-6151-3017	06-6151-3037
<u>南河内地域若者サポートステーション</u>	富田林市常盤町 3-17 リベルテナナカ 501 号	0721-26-9441	0721-26-9445
<u>堺地域若者サポートステーション</u>	堺市北区百舌鳥赤畑町 1 丁 3-1 堺市三国ヶ丘庁舎 5 階	072-229-3900	072-229-0099

自立相談支援機関（生活困窮者自立支援制度）の概要

生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体において自立相談支援機関を設置し、生活や仕事などに困っておられる方からの相談を受けて、本人が自立した生活を送ることができるよう、本人に寄り添いながら、個々の事情に応じた包括的・継続的な相談支援及び就労その他の支援を行っています。

大阪府内においては、福祉事務所設置自治体の34市町及び大阪府（福祉事務所を設置していない、島本町を除く9町村を所管）が自立相談支援機関（別紙参照）を設置し、生活困窮者に対する支援を行っています。

■生活困窮者自立支援法に基づく事業について

・自立相談支援事業（必須事業）

自立相談支援機関を設置し、相談支援員等が多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労その他自立に関する相談業務を実施。

・住居確保給付金の支給（必須事業）

離職等を原因として生活困窮状態となり、住居を喪失した者等に対して家賃相当額を有期（最長9か月まで）で支給。

・就労準備支援事業（任意事業）

直ちに求職活動又は就労が困難な者に対して、就労に必要な知識及び能力向上のため必要な支援を有期（最長で1年）で実施。

・一時生活支援事業（任意事業）

住居喪失者に対して、一定期間宿泊場所や衣食の提供を実施。

・家計改善支援事業（任意事業）

家計管理に関する支援、滞納（税・公共料金等）の解消、債務整理に関する支援等を実施。

・生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業（任意事業）

生活困窮世帯（生活保護世帯含む）の子どもに対して進学等を目的とした学習支援、居場所の提供、世帯の自立に向けた親への養育支援等を実施。

・就労訓練事業

雇用による就業を継続して行うことが困難な生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施する事業で、社会福祉法人、営利企業等の自主事業として実施。就労訓練事業の適切な実施を確保するため、都道府県知事等が事業を認定。

■指定管理者制度における評価事項について

行政の福祉化の一環として、公の施設の指定管理者制度の導入に当たり、就職困難層の雇用促進を図ることを目的に、自立相談支援機関の利用者の雇用を評価項目としており、職場環境整備等支援組織を活用した場合は、評価点が加算されます。現在、職場環境整備等支援組織（生活困窮者分野）として、大阪府は1機関を認定しており、具体的な機関については、資料10をご覧ください。

「障害者等の職場環境整備等支援組織(生活困窮者分野)」について

大阪府では、公契約における就職困難者の就労支援を進めることを目的に、障がい者等の継続雇用のため、事業主における環境整備を支援する「障害者等の職場環境整備等支援組織」（以下「支援組織」という。）を認定しています。

本認定を受けた支援組織は、府の公契約において、次の（１）～（４）の生活困窮者の特性や事情等に配慮した働きやすい職場環境の整備等を行うなど、生活困窮者と事業主との間に立ち、双方を支援します。

【具体的内容】

生活困窮者自立支援制度に基づき、自治体に設置された自立相談支援機関の利用者（※）について、採用等の就労にかかわる諸活動を支援します。

※自立相談支援機関利用者とは、当該自立相談支援機関が、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画である「自立支援計画」を作成した者に限る。

（１）就労支援

- ・雇用現場の確認（雇用環境や支援体制等）
- ・職務分析
- ・担当業務の切出し及び組立て

（２）ジョブマッチング ※新規雇用提案の場合

- ・採用スケジュールの作成
- ・受入環境の整備
- ・就労希望者向け仕事説明会等の開催
- ・採用予定者向け就労準備（体験等）の調整・実施 等

（３）定着支援

- ・自立相談支援機関と連携した支援の調整（職場に慣れるまでの支援、一定期間経過後の支援、課題発生時の対応等）
- ・共に働く従業者への研修等実施 等

（４）その他の支援

- ・「訓練付き就労」を行う就労訓練事業所に関する認定取得など就労分野における社会貢献に取り組む場合の支援

「障害者等の職場環境整備等支援組織」（生活困窮分野）の詳細については、以下の大阪府ホームページを参照してください。

http://www.pref.osaka.lg.jp/chikifukushi/siensosiki_seikon/index.html

※令和２年７月現在、支援組織（生活困窮者分野）については、次の機関を認定しています。

1. 有限責任事業組合大阪職業教育協働機構 (愛称 A'ワーク創造館) 【令和2年7月31日認定】

① 概要

○目的 中小企業で働く人や求職者への職業教育を通じた人材の育成及び就職困難者への就労支援等を行うことで、生活困窮者等をはじめとした就職困難者への雇用の促進を図る。また、経済社会の変化に対応した職業能力の開発・人材の育成を図り、中小企業主をはじめとする事業主の支援に寄与し、地域の職業生活の安定と産業の振興に貢献する。

○組合員

組合員(構成員)名称	所在地
(一社) おおさか人材雇用開発人権センター	大阪府中央区
(一財) 大阪府人権協会	大阪府港区
(特非) おおさか若者就労支援機構	泉佐野市
(特非) 福祉のまちづくり実践機構	大阪府浪速区
(株) ワーク 21 企画	大阪府浪速区

○設立 平成20年10月27日

② 就職困難者就労にかかる主な業務内容

区分	業務内容
就労支援	① ビジネスマナー講座やパソコン講座のほか専門技術を学ぶ様々な講座を開設 ② 職業適性検査や適職診断、キャリアカウンセリング等を提供 ③ 企業見学、就労体験や就労訓練の実施
ジョブマッチング	① 体験プログラムシートと事業所紹介シートを作成し、就労希望者の特性にあった職場をマッチング ② 自治体向け無料職業紹介業務支援システムの開発・提供 ③ 合同企業説明会等の開催
定着支援	① 定期的な就職者本人への聞き取り、企業へのアドバイス。 ② 企業、就職者、自立相談支援機関との調整。
企業支援	① 中間的就労に向けた企業向けセミナーの開催 ② 企業ごとの職務・作業をプログラム化し、体験等シートを作成。
その他	① 「訓練付き就労」を行う就労訓練事業所に関する認定取得等への支援

③ 大阪府における取組み

A'ワーク創造館は、一般社団法人等5つの団体を組合員(構成員)として、人権、福祉、教育、産業など就労支援にかかせない知識と経験・ノウハウを持ち寄って運営している有限責任事業組合法による有限責任事業組合である。同組合では、生活困窮者をはじめとする就職困難者等の雇用促進を図る一環として、職業訓練や就労支援等を実施している。

大阪府では、大阪府他11市(参加自治体)の自立相談支援機関への中間的就労

の協力事業所情報の提供及び、参加自治体から依頼を受けた相談者への中間的就労の実施に向けた事業所との調整に取り組み、生活困窮者等の就労機会の拡大を図ってきた。

指定管理者における就職困難層への雇用・就労支援及び 知的障がい者等の現場就業への取組みについて

1) 指定管理者制度における評価事項

行政の福祉化の一環として、公の施設の指定管理者制度の導入に当たり、知的障がい者等の雇用促進を図ることを目的に、「就職困難層への雇用・就労支援」及び「知的障がい者等の現場就業への取組み」を評価項目とし、知的障がい者等の雇用提案をいただいています。いずれの場合においても、職場環境整備等支援組織を活用して、知的障がい者等の支援を行う場合は、評価点が加算されます。現在、職場環境整備等支援組織（障がい分野）として、大阪府は2機関を認定しており、具体的な機関については、資料12をご覧ください。

（「知的障がい者等」とは、知的障がい者及び精神障がい者をいいます。）

2) 事業計画書（様式第2号）の記載方法

事業計画書（様式第2号）中、7.(2)『③知的障がい者等の現場就業への取組みについて』は、下記の事項に留意のうえ記載してください。

□知的障がい者等の雇用を新規提案する場合

雇用方法（直接雇用、委託先での雇用（※）、その他）、各々の人数について提案してください。

□知的障がい者等を継続雇用する場合

現在、清掃業務等の現場で就業している（就業を予定している）知的障がい者等が、指定管理者の契約更新に伴い、雇用の継続を「希望する場合」と「希望しない場合」が考えられます。そこで、次の A 及び B の両方の場合について、提案してください。

A) 現従事（従事予定）者が雇用の継続を希望する場合

次の内容について提案してください。

ア) 雇用方法

雇用の形態（直接雇用、委託先での雇用（※））

イ) 円滑に引き継ぎを行うための方法及び時期

雇用方法や関係者の意向を踏まえて、現在就業している（就業を予定している）知的障がい者等が、円滑に継続して雇用されるための雇用者間における引き継ぎ方法及び時期

※直接雇用：当該施設における指定管理者の管理運営業務のうち、施設の清掃業務等を指定管理者が直接実施する場合において、その清掃業務等従事者として知的障がい者等を直接雇用する場合。

※委託先での雇用：施設の清掃業務等を外部へ委託して実施する場合において、その清掃業務等従事者として知的障がい者等の雇用を当該委託先で実施する場合。

B) 現従事（従事予定）者が継続の雇用を希望しない場合

募集要項本編特記事項にあるように現行の体制を維持していただく必要があるため、「雇用方法」について提案してください（※）。

□現在の人数に加えて、新たに知的障がい者等が現場での業務に従事する場合

当該施設において、現在の人数に加えて、新たに現場での業務への従事者に知的障がい者等の雇用を予定している場合、「雇用方法」（※）及び「従事を検討している業務」について提案してください。

□知的障がい者等の現場就業にあたり、職場環境整備等支援組織を活用する場合

活用する場合は、以下の事項について、職場環境整備等支援組織と雇用に向けた調整を始めてください。

（１）職場のアセスメント

雇用現場の確認（雇用環境や支援体制等）、職務分析、担当業務の切出し及び組立て

（２）ジョブマッチング（新規雇用提案の場合）

採用スケジュール、雇用前実習の実施、受入環境の整備等

（３）定着支援

職場に慣れるまでの間の支援、支援機関（送出し機関）との連携方策、一定期間経過後の支援、課題発生時の対応、支援員の配置等

■障がい者の雇用については、常時雇用関係（１週間あたりの労働時間が３０時間以上で、各種保険加入を条件とする）を原則とします。

■雇用にあたっては、大阪府が認定している「障害者等の職場環境整備等支援組織」と連携の上、就労、職場定着支援に努めてください。

大阪府では行政の福祉化の取組みとして、施設の清掃を活用した知的障がい者等の清掃訓練を通じ、障がい者の就労支援を実施しています。知的障がい者等の現場就業への取組みをいただく際、事務手続等について不明な点がございましたら、下記の担当課までお問い合わせください。

「担当課」福祉部障がい福祉室自立支援課 就労・IT支援グループ（府庁内線２４６５）

「障害者等の職場環境整備等支援組織(障がい者分野)」について

大阪府では、公契約における就職困難者の就労支援を進めることを目的に、障がい者等の継続雇用のため、事業主における環境整備を支援する「障害者等の職場環境整備等支援組織」（以下「支援組織」という。）を認定しています。

本認定を受けた支援組織は、府の公契約において、次の（１）～（４）の障がい者等の特性や事情等に配慮した働きやすい職場環境の整備等を行うなど、障がい者と事業主との間に立ち、双方を支援します。

（１）就労支援

- ・ 職場開拓、訓練生等への就職支援、生活支援
- ・ 職場環境のアセスメント
- ・ 訓練生等と事業主とのマッチング
- ・ 事業主が行う職場環境の整備や雇用管理体制の構築の取組みに対する支援
- ・ 採用面接への同席と雇用される障がい者の事業主への引継ぎ

（２）職場定着支援

- ・ 障がい者に対する職場定着支援
- ・ 事業主が行う職場定着の取組みに対する支援

（３）その他事業主支援

- ・ 障がい者就労に係る制度等について、職場における雇用事例を通して事業主側の理解を促進するための取組み
- ・ 支援体制整備に役立つ就労現場特有の留意点の伝達

（４）その他の役割

- ・ 支援スタッフの養成、スキルアップ
- ・ 大阪府が推進する「行政の福祉化」の周知活動

「障害者等の職場環境整備等支援組織」（障がい分野）の詳細については、以下の大阪府ホームページを参照してください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syokubakankyou.html>

※令和２年７月現在、支援組織（障がい分野）については、以下の２機関を認定しています。

- １．大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合（愛称エル・チャレンジ）
【令和元年７月２６日認定】
- ２．NPO 法人大阪精神障害者就労支援ネットワーク（JSN）
【令和２年７月３１日認定】

⇒ ２機関の紹介は次ページへ

1. 大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業協同組合 (愛称 エル・チャレンジ)【令和元年7月26日認定】

① 概要

○目的 清掃等の建物サービスを通じて、知的障がい等のある人たちに対する就労訓練の実施や一般企業への就労支援システムづくりに取り組み、知的障がい者等の雇用の促進を図る。

○組合員

組合員(構成員)名称	所在地
社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会	大東市
社会福祉法人 大阪市手をつなぐ育成会	大阪市天王寺区
株式会社 グッドウィルさかい	堺市堺区
株式会社 ナイス	大阪市西成区
社会福祉法人 精神障害者社会復帰促進協会	大阪府中央区
一般社団法人 エル・チャレンジ	大阪府中央区

○設立 平成11年5月6日

② 障がい者就労にかかる主な業務内容

区分	概要等
就労支援事業	公的施設での清掃(※)等による就労訓練
雇用促進事業	職場開拓、マッチング等
職場定着支援	職場訪問・企業との連携による支援
共同受注窓口	企業との協働等による福祉施設の受発注促進
雇用支援スタッフ養成講座	ビルメンテナンス業界と連携し、障がい者を雇用する事業者の支援スタッフを養成
互助型(共済型)システム	勤労障がい者等を対象に、職場定着及び離転職や余暇の充実といったニーズに対応

※ 日常清掃、定期清掃、ガラス・屋外清掃、除草その他、必要に応じての清掃業務等(但し、高所及び危険場所等の清掃については困難な場合もある)、小規模なものから大規模な清掃まで、十分な経験を有する。

③ 大阪府における取組み

エル・チャレンジは、知的障がい者等の様々な支援に取り組んでいる社会福祉法人等6つの団体を組合員(構成員)として、知的障がい者等の雇用促進を図るため設立された中小企業等協同組合法による事業協同組合である。同組合では、知的障がい者等の雇用促進を図る一環として、組合員の行う建物サービス(清掃業)の共同受注等を行っている。

大阪府では、「行政の福祉化」の取組みの一環として、知的障がい者等の雇用を促進させるために、就労訓練から雇用の確保、そして定着指導までの一貫したプログラムによる就労支援システムの確立を図るエル・チャレンジに対し、訓練現場の提供を行うことにより、知的障がい者等の自立、就労機会の拡大を図ってきた。

令和元年度までの取組みの実績は、訓練生として延べ3,000名を超え、そのうち約900名が就職に繋がっている。

2. NPO 法人大阪精神障害者就労支援ネットワーク（JSN） 【令和2年7月31日認定】

① 概要

○目 的 就労意欲のある精神障がい者に対して、就労移行支援や就労定着支援を始めとした障がい福祉サービス事業を行うなど、精神障がい者の就労促進や自立に寄与する。

○設 立 平成19年5月21日

② 障がい者就労にかかる主な事業内容

区分	概要等
就労移行支援・就労定着支援	門真、茨木、新大阪、新大阪アネックス、東京において実施
就労継続支援	アクアクララ北大阪において実施
計画相談事業	門真事業所において実施
ジョブコーチ支援	ジョブコーチ派遣による定着支援
企業支援事業（SysCo）	障がい者雇用を検討する企業、すでに雇用している企業を対象とした支援
SPIS 事業	精神障がい者の就労継続支援雇用管理サポートシステムを活用した支援
リワーク支援	復職に向けた、当事者及び企業向けの支援
出前講座	就労支援のための医療機関向け出前講座

③ 大阪府における取組み

NPO 法人大阪精神障害者就労支援ネットワーク（JSN）は、精神科診療所の医師を中心に設立され、主として精神障がい者の就労支援を実施し、これまで約500名の就労を達成、約7割が同じ職場で勤務している。

職場定着の取組みとしては、システム会社と共同で、精神障がい者の就労継続支援雇用管理サポートシステム（SPIS）を開発し活用するとともに、全国精神保健職親会の事務局を務め、中小企業家同友会に参加するなど、企業に対してのネットワーク構築と支援実績を持つ。

雇用主として知的障がい者等の雇用及び職場定着を円滑に行うために

～事例紹介～

指定管理者による知的障がい者等の雇用及び職場定着にあたっては、ハートフル条例に基づき府が認定した職場環境整備等支援組織（支援組織）を活用することが出来ます。これまで、雇用及び職場定着が円滑に進んだ事例、また反対に事業者から提案されたものの履行困難であったなどの事例を紹介します。ぜひ参考にしてください。

(1) 【障がい者雇用の経験が少なかった A 社】

提案の内容	清掃における知的障がい者雇用
取組み内容 工夫した点	雇用した障がい者の就労訓練を行ったエル・チャレンジのアドバイスにより、以下を実施。 ・雇用を開始するまでの間における、従業員の意識向上 ・障がい者に担当してもらう業務の切り出し ・専任支援者の人事異動に左右されない支援体制づくりと、経年変化に伴う体制の見直し ⇒提案通りの雇用と、その後の円滑な定着が実現

(2) 【障がい者の職場定着に課題を感じていた B 社】

提案の内容	清掃をベースとした作業における知的障がい者雇用
取組み内容 工夫した点	エル・チャレンジのアドバイスにより、以下を実施。 ・当事者、現場の支援スタッフ及びエル・チャレンジの3者で、困りごとがあった場合に話し合いを実施(状況に応じて、本社の人事担当者も参加) ・担当可能な業務か、まずは障がい者にやってもらい、出来ているか確認しながら、業務の幅を広げる(モチベーションの維持) ⇒提案通りの雇用と、その後の円滑な定着が実現

⇒裏へ続きます

(3) 【雇用する障がい者が確保できなかった C 社】

提案の内容	清掃、事務における知的障がい者等の雇用
取組み内容 提案が履行困難となつた原因	・ 提案時に想定していた業務と、障がい者のマッチングがうまくいかなかった。 ・ 現場において、障がい者の労務管理等の受け入れ体制についての理解が進まず、採用業務が滞っていた。
考えられる対策	・ 支援組織を活用し、支援組織に相談したりアドバイスを受けてたりしながら、業務の切り出しや体制づくりについて進めていくことで、社内の障がい理解を深め、雇用管理のノウハウを得る。

(4) 【雇用した障がい者が急に辞めてしまった D 社】

提案の内容	清掃における知的障がい者雇用
取組み内容 提案が履行困難となつた原因	・ 障がい者の困りごとを誰に相談するかといった体制が明確に定まっておらず、障がい者が相談できなかった。 ・ 特定の従業員しか障がい者の業務指導や支援について携わっておらず、組織としてナチュラルサポートが形成されなかった。 ～ナチュラルサポートとは～ 障がいのある人が働いている職場の一般従業員(上司や同僚など)が、職場内において(通勤も含む)、障がいのある人が働き続けるために必要なさまざまな援助を、自然もしくは計画的に提供することを意味します。
考えられる対策	・ 支援組織を活用し、障がい者が働きやすい環境の整備について、支援組織にアドバイスをもらう。 ・ 支援組織等の定着支援機関を交えた面談を行う。

※職場環境整備等支援組織（支援組織）については、資料 1 2 をご覧ください。

（一社）おおさか人材雇用開発人権センター（C-STEP）の概要

1. 目 的

C－S T E Pは、就職に際して困難な課題を抱える府民を支援し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を図ることを目的として大阪府をはじめ府内全市町村、企業、関係団体等で構成された団体です。

C－S T E Pは、府内全市町村が設置する「地域就労支援センター」との密接な連携を図り、就職困難者等の職業能力の開発や教育訓練等を実施し、C－S T E P会員企業・団体への職場体験を通してマッチングを行うなど、就職困難者等の雇用・就労の実現を支援する機関として、大阪府の労働行政施策や各市町村の地域就労支援事業において重要な役割を担っている一般社団法人です。

2. 事業内容

（1）人材開発・養成事業

就職困難者の方々を対象に、個々の課題の発見と克服、職業観の醸成、ビジネススキルの体得を目的とした多様な人材開発・養成プログラムを実施しています。また、支援学校等生徒には企業と連携し、職場実習を行っています。

（2）就職マッチング事業

大阪府や府下市町村と連携のもと、各地域就労支援センターから推薦のあった就職困難者にヒアリングを実施し、会員企業にマッチングしています。平成 21 年度からは、支援学校等生徒の就労支援にも取り組んでいます。さらには、職場定着支援活動や企業訪問によって新たな職域の拡大を実施しています。

（3）情報発信・研究開発事業

求職者や求人側双方に資するため、雇用・就労に関する様々な情報の収集と発信、雇用・就労実態等の把握・分析のための調査研究を実施しています。研究結果や先進事例の共有化をはかるため啓発事業を実施しています。

3. 会員数

918 団体（令和 2 年 4 月 1 日時点）



一般社団法人おおさか人材雇用開発人権センター

〒540-0028 大阪府中央区常盤町 1-3-8（中央大通 F N ビル 14 階）

TEL(06)6940-6600 FAX(06)6910-6033 URL <http://www.c-step.or.jp>

【Osaka Metro 谷町線・中央線「谷町四丁目」駅下車 6 号出口徒歩 1 分】

障がい者の雇用や就労支援に
積極的に取り組む企業を募集中!

障がい者の「働きたい」を 一緒に応援しましょう!



お問い合わせ先

大阪府障がい者サポートカンパニー事務局

大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課 06-6360-9077

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課 06-6944-9178

大阪府 サポートカンパニー

検索



「大阪府障がい者サポートカンパニー」 にご登録いただくと

ロゴマークを企業PRに活用していただけます。

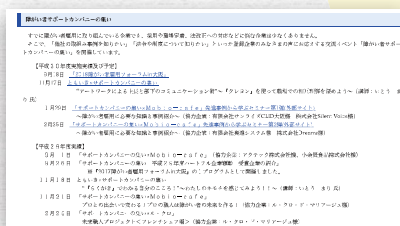


ロゴマークは

- ・会社パンフレット
 - ・名刺
 - ・ホームページ
- 等、企業PRにお使いいただけます。

- ・「大阪府障がい者サポートカンパニー登録証」を交付し、ステッカーを配布します。

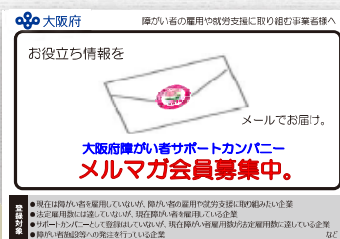
大阪府ホームページ等で企業名や取り組み内容をご紹介します。



サポートカンパニー交流会やメールマガジンによる
情報提供を行います。



「サポートカンパニーの集い」の様子(平成30年9月)

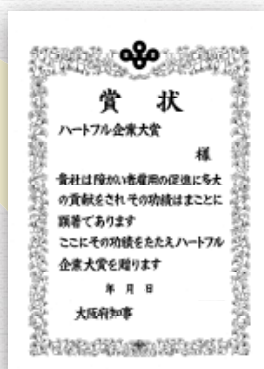


メールマガジン(サポカン.net)
障がい者の雇用や就労支援に関する有益な情報を
毎月お届けします。



image

ハートフル企業顕彰(知事表彰)の選考の際の加点対象となります。



ハートフル企業顕彰とは

- ・障がい者の雇用の促進や職業教育などに大きく貢献し、その功績が顕著である企業を表彰する制度です。
- ・平成15年度から、毎年9月に、表彰式を行っています。

さらに「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業」
として登録されると



大阪府制度融資「チャレンジ応援資金(金融機関提案型)」
のうち該当融資メニューにおいて、金利優遇等があります。

対象融資メニュー(平成31年4月1日現在)

- ・りそな銀行・・・・・・『りそな《エコビジョン・ダイバーシティ・カンパニー》融資制度』
- ・関西みらい銀行・・・・『関西みらい「成長支援」融資』
『関西みらい「ものづくり」企業応援融資』
『関西みらい 設備投資応援融資』

※詳しくは障がい者サポートカンパニーホームページをご覧ください。

※大阪府制度融資のご利用については、融資もしくは保証等をお約束するものではありません。

「大阪府障がい者サポートカンパニー制度」登録のご案内

登録要件

(1) 大阪府内に本社または事業所を設置していること。

(2) 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障がい者雇用数が不足していないこと。

※常用雇用労働者が45.5人未満の企業等については、下のいずれかの要件を満たしている場合に「優良企業」の登録対象になります。

優良企業登録について

さらに、次のいずれかの要件を満たしている企業等は「大阪府サポートカンパニー優良企業」として登録していただけます。

(1) 毎年1人以上障がい者（支援学校生徒含む）の実習を受け入れていること。（申請日から過去2年間）

(2) 障がい者就労施設等への物品または役務の発注実績が合計24万円以上であること。（申請日から過去2年間）

(3) 法定雇用数を超えた障がい者を雇用していること。

○ 常用雇用労働者数300人未満の事業者 ⇒ 法定雇用障がい者数を1人超えて雇用

○ 常用雇用労働者数300人以上の事業者 ⇒ 法定雇用障がい者数を2人超えて雇用

(4) 登録申請日時時点で大阪ハートフル基金事業協定を締結していること。

(5) 次のいずれかの大阪府施策に協力していること。（詳しくはホームページをご覧ください。）

○ 大阪府が主催する障がい者雇用・定着支援にかかる各種研修事業 ○ 精神障がい者社会生活適応訓練事業

○ ハートフルオフィス推進事業 ○ 難病患者の雇用

○ アートを活かした障がい者の就労支援事業 ○ 言語としての手話の普及

※大阪府制度融資「チャレンジ応援資金（金融機関提案型）」のうち該当融資メニューのご利用には、「優良企業」の登録が必要です。

◆ハートフル企業顕彰（知事表彰）の表彰者選考にあたって、「登録」「優良登録」企業等にはそれぞれ加点があります。

《就労継続支援A型事業所の場合》

※「登録要件」及び「優良企業登録」については、ホームページをご覧ください。

大阪府 サポートカンパニー

検索

登録の有効期間

◆登録日から起算して2年を経過した日以降の最初の3月31日まで。

登録の方法

登録申請書に必要事項を記入し、下記まで郵送または持参してください。

登録申請書はホームページからダウンロードできます。

大阪府 サポートカンパニー

検索

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syuuroushien/syougaisyasapo-tokan.html>



登録の決定後、「大阪府障がい者サポートカンパニー登録証」または「大阪府障がい者サポートカンパニー優良企業登録証」をご送付します。

大阪府障がい者サポートカンパニー事務局

《お問い合わせ》

大阪府商工労働部雇用推進室就業促進課

TEL : 06-6360-9077

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課

TEL : 06-6944-9178

《送付先》

〒540-8570

大阪府中央区大手前2丁目

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課

就労・IT支援グループ

公正採用選考 人権啓発推進員について

1 「公正採用選考 人権啓発推進員」の選任について

企業の皆様方が人権問題を正しく認識し、応募者本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を行っていただくため、大阪府及び厚生労働省大阪労働局では、「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」並びに「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」を定め、適正な採用選考システム等の確立等に、中心的な役割を果たす担当者として、事業所内に「公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）」の設置をお願いしています。

2 「推進員」の主な役割について

選任された「推進員」の方々には、各種研修会等へ積極的に参加するなど、自己啓発に努めていただくと共に、主に次の役割を果たしていただくよう、お願いします。

- ① 企業内の公正な採用選考制度の確立と、人権問題への取り組みを推進する人事管理体制の整備等に向けて中心的な役割をお願いします。
- ② 従業員に対し、同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深めていくため、研修計画の策定及び実施に関して中心的な役割をお願いします。
- ③ 関係行政機関との連絡窓口をお願いします。

3 設置対象の事業所について

- ① 常時使用する従業員数が 25 人以上の事業所について、「推進員」の設置をお願いします。（但し、工場、支店、営業所等については人事権（採用権）を有する事業所。）
- ② ①の他、大阪府知事または公共職業安定所長が管轄する地域において、推進員を選任することが適当であると認める事業所。
 ＊特に大阪府においては、公益性の高い社会福祉法人、医療法人、学校法人や、事業として個人情報を取り扱うことの多い職業紹介事業者や結婚紹介事業者等については、25 人未満の事業所であっても「推進員」の設置をお願いしています。

4 「推進員」の選任または変更の届出手続きについて

所定様式により管轄の公共職業安定所へ提出することにより、管轄公共職業安定所長、及び大阪府知事への届出となります。

5 従業員に対する人権啓発研修の計画策定・実施・届出について

従業員に対する人権啓発研修計画を策定した時、及び従業員に対して人権啓発研修を実施した時は、大阪府知事に報告してください。

6 「推進員」対象の「新任・基礎研修」について

大阪府では、厚生労働省大阪労働局と共催して毎月（二日間）、公正採用選考人権啓発推進員「新任・基礎研修」を開催しています。新たに「推進員」として選任された方、または以前から「推進員」に選任されていても、この研修を受講されていない方は、ぜひ受講していただきますようお願いします。（受講料：無料）

＊日程等、詳しくは大阪府ホームページ「採用と人権」

[<http://www.pref.osaka.lg.jp/rosei/koseisaiyo/index.html>]をご参照ください。

7 「推進員」制度に関するお問合せについて

- ① 大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課 労政・労働福祉グループ 電話：06-6210-9518
- ② 厚生労働省 大阪労働局 職業対策課 電話：06-4790-6310
- ③ 管轄の各公共職業安定所 ＊次ページ参照

ハローワーク（公共職業安定所）一覧

ハローワーク	〒	所在地	電話番号	F A X	管 轄 区 域
大 阪 東	540-0011	大阪市中央区農人橋 2-1-36 ビップビル 1 階～3 階	06-6942-4771 ①音声ガイダンス実施	06-6942-4784	中央区（ハローワーク大阪西の管轄区域を除く） 天王寺区、東成区、生野区、城東区、鶴見区
梅 田	530-0001	大阪市北区梅田 1-2-2 大阪駅前第 2 ビル 16 階	06-6344-8609 ①音声ガイダンス実施	06-6344-0840	北区、都島区、旭区、福島区、此花区、 西淀川区 ◎新規大学・高等学校・中学校卒業予定者の 求人は大阪新卒応援ハローワークへ
大阪新卒応援 ハローワーク	530-0017	大阪市北区角田町 8-47 阪急グランドビル 18 階	06-7709-9455	06-7709-9458	◎ハローワーク梅田管轄事業所の新規大学・高等学校・中学校卒業予定者の求人受理
大 阪 西	552-0011	大阪市港区南市岡 1-2-34	06-6582-5271 ①音声ガイダンス実施	06-4393-0577	西区、港区、大正区、浪速区、中央区のうち 安堂寺町、上汐、上本町西、瓦屋町、高津、 島之内、心斎橋筋、千日前、宗右衛門町、谷 町 6 ～ 9 丁目、東平、道頓堀、中寺、難波、 難波千日前、西心斎橋、日本橋、東心斎橋、 松屋町、南船場
ハローワークプラザ 難波求人コーナー	542-0076	大阪市中央区難波 2-2-3 御堂筋グランドビル 4 階	06-6214-9226	06-6214-1219	◎ハローワーク大阪西管轄事業所の求人受理等、 求人者に対する各種支援 ◎高等学校・中学校卒業予定者の求人はハローワーク大阪西へ
阿 倍 野	545-0004	大阪市阿倍野区文の里 1-4-2	06-4399-6007 ①音声ガイダンス実施	06-7711-6021	住之江区、住吉区、西成区、阿倍野区、 東住吉区、平野区 ◎新規大学・高等学校・中学校卒業予定者の 求人は、あべの・わかものハローワークへ
あべの・わかもの ハローワーク	545-0052	大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-5-1 あべのビルアスオフィス棟 10 階	06-4396-7380	06-6649-0332	◎ハローワーク阿倍野管轄事業所の新規大学・高等学校・中学校卒業予定者の求人受理
淀 川	532-0024	大阪市淀川区十三本町 3-4-11	06-6302-4771 ①音声ガイダンス実施	06-6886-3868	淀川区、東淀川区、吹田市
布 施	577-0056	東大阪市長堂 1-8-37 イオン布施駅前店 4 階	06-6782-4221 ①音声ガイダンス実施	06-6783-6768	東大阪市、八尾市
堺	590-0078	堺市堺区南瓦町 2-29 堺地方合同庁舎 1～3 階	072-238-8301 ①音声ガイダンス実施	072-238-8311	堺市
岸 和 田	596-0826	岸和田市作才町 1264	072-431-5541 ①音声ガイダンス実施	072-423-8609	岸和田市、貝塚市
池 田	563-0058	池田市栄本町 12-9	072-751-2595 ①音声ガイダンス実施	072-751-5848	池田市、豊中市、箕面市、豊能郡
泉 大 津	595-0025	泉大津市旭町 22-45 テラル大阪 2 階	0725-32-5181 ①音声ガイダンス実施	0725-22-2226	泉大津市、和泉市、高石市、泉北郡忠岡町
藤 井 寺	583-0027	藤井寺市岡 2-10-18 DH 藤井寺駅前ビル 3 階	072-955-2570 ①音声ガイダンス実施	072-955-3770	柏原市、松原市、羽曳野市、藤井寺市
枚 方	573-0031	枚方市岡本町 7-1 ビオネ・イオン枚方店 6 階	072-841-3363 ①音声ガイダンス実施	072-841-1101	枚方市、寝屋川市、交野市
泉 佐 野	598-0007	泉佐野市上町 2-1-20	072-463-0565 ①音声ガイダンス実施	072-462-8689	泉佐野市、泉南市、阪南市、泉南郡
茨 木	567-0885	茨木市東中条町 1-12	072-623-2551 ①音声ガイダンス実施	072-623-2896	茨木市、高槻市、摂津市、三島郡島本町
河 内 長 野	586-0025	河内長野市昭栄町 7-2	0721-53-3081 ①音声ガイダンス実施	0721-53-3194	河内長野市、富田林市、大阪狭山市、南河内郡
門 真	571-0045	門真市殿島町 6-4 守口門真商工会館 2 階	06-6906-6831 ①音声ガイダンス実施	06-6908-8943	守口市、門真市、大東市、四條畷市

保護観察対象者等の雇用の概要

犯罪をして刑に服した人たちや、非行をして少年院に入所していた人たちは、矯正教育を受けたあとには、地域に戻ってきます。その時に、仕事に就き、健全な仲間や安定した収入を得ることができないことは再犯リスクとなります。事実、法務省の調査によれば、無職者の再犯率は有職者の3倍になり、また、刑務所再入者の実に約7割が再犯時に無職であったという結果が出ています。

地域の安全・安心を実現するためには、事情を理解したうえで犯罪や非行をした人たちを雇用し、改善更生に協力する事業主の存在が不可欠であり、保護観察所では、そうした事業者の方々を「協力雇用主」として登録する制度を設け、雇用して就労継続に必要な生活指導や助言などに対して奨励金の支給など協力雇用主を支えるための様々な支援を行っています。

■保護観察対象者等

保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うもので、

- ① 保護観察処分少年（家庭裁判所で保護観察に付された少年）
- ② 少年院仮退院者（少年院からの仮退院を許された少年）
- ③ 仮釈放者（刑事施設からの仮釈放を許された人）
- ④ 保護観察付執行猶予者（裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され、保護観察に付された人）
- ⑤ 婦人補導院仮退院者（婦人補導院からの仮退院を許された人）

の計5種の人々が“保護観察対象者”となります。

上記の保護観察対象者に、更生緊急保護の申出をした者（刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた人で、親族からの援助や、公共の衛生福祉に関する機関等の保護を受けられない、又はそれらのみでは改善更生できないと認められた人）を加えて、“保護観察対象者等”といいます。

■大阪保護観察所への協力雇用主の登録

▼登録要件

登録要件は暴力団と関係がない（属していない・協力していない・周辺者でない）事業者であること。

▼登録の有効期限

登録に有効期限はありません。

ただし、登録の継続の意思確認の際（大阪保護観察所では概ね2年毎）に、その回答が得られない、あるいは廃業等により実在が認められないときなどは、登録を抹消されることがあります。

▼登録の単位

本社の所在が大阪府内でなくても、府内の支社・事業所単位で登録できます。

▼登録方法

下記書類を揃えて大阪保護観察所に申請してください。

- ①協力雇用主登録届
- ②暴力団と関係していない旨及び都道府県警察への暴力団関係照会に同意する旨の誓約書
- ③役員等名簿
- ④登記事項証明（写しでも可）。なお、個人事業主の場合は不要
- ⑤本人確認書類（同上）

（登録申請・お問い合わせ）

	所在地	電話番号
大阪保護観察所	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館5階	06-6949-6244

■大阪保護観察所による公共工事等の競争入札等における協力雇用主に関する証明書

地方公共団体による就労支援の取組みとして、公共工事等の競争入札等において協力雇用主を優遇する制度を導入する例が増えています。

大阪保護観察所では、協力雇用主が上記のような優遇制度を導入している府内の地方公共団体の公共工事等の競争入札等に使用する場合に限り、大阪保護観察所に「協力雇用主」として登録している事実や、雇用期間の全部又は一部において保護観察対象者等であった人を雇用した（雇用している）事実について、書類により申請をすれば、所長名の証明書を発行してもらえます。（※申請にあたっては、すでに事情を知っている人事担当者が手続を行うなど、個人の犯罪歴や非行歴等に関する情報の拡散防止にご留意ください。）